

大多喜町広告入り封筒提供者随時募集要領

大多喜町の窓口等における町民サービスの向上、経費の削減及び地域経済の活性化を図ることを目的として、広告入り封筒を無償で提供していただける事業主（以下「封筒無償提供者」という。）を大多喜町広告入り封筒の無償提供者募集に関する要項第4条に基づき募集します。

なお、大多喜町広告入り封筒の無償提供者募集に関する要項を原則とし、同要項に記載のない事項については、本要領によるものとします。

1 無償提供していただくもの

大多喜町の事務において、発送等に使用するための封筒及び窓口用として来庁者が各種書類を持ち帰るために使用する封筒です。

封筒の作製等、無償提供に係る一切の費用を負担いただきます。

封筒無償提供者は、封筒に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を募集し、広告原稿を事前に確認及び校正し、その他広告主との調整を行うなど、広告掲載に係る一連の事業を行い、広告掲載によって当該封筒の製作費用等を賄っていただきます。

または、自らの事業広告を掲載した封筒を作製し、提供していただきます。

2 封筒の種類及び規格等

封筒の種類、規格、作製枚数等は、別紙「大多喜町広告入り封筒随時募集一覧」のとおりです。

※ 作製枚数や納品時期については、状況により、可能な範囲において柔軟に対応しますので、各封筒担当課へご相談ください。（一度の申込みで提供していただける枚数の上限は、「募集枚数」までとなります。）

※ 封筒の一部は、町の掲載部分とし、町が指示する内容を印刷してください。

※ 色、形状等の詳細については、別途協議します。

3 広告掲載の条件

掲載することができる広告の内容等については、大多喜町有料広告掲載に関する要綱第3条及び大多喜町有料広告掲載基準に規定するものとします。

4 問合せ、申込先及び方法

(1) 問合せ、申込先

各封筒担当課（別紙「大多喜町広告入り封筒随時募集一覧」をご覧ください。

(2) 申込方法

各封筒担当課宛て郵送又は持参

5 注事事項

- (1) この要領に適合しないもの、虚偽その他不正の事実が記載されているものは失格となります。
- (2) 審査の経緯の公表はしません。また、審査結果に対しての異議申立てができません。
- (3) 提出に要する費用は、応募者の負担とさせていただきます。
- (4) 提出された書類は、原則として返却しません。
- (5) その他、大多喜町有料広告掲載に関する要綱及び大多喜町有料広告掲載基準をご確認ください。